

ID: 53

担当部署: 健康福祉部 高齢者支援課

処分の概要	特別の設備等の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市福社会館条例 第11条ただし書		
例 規 番 号	平成13年条例第98号		
【根拠条文】 (設備の変更禁止) 第11条 使用者は、会館に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ市長の許可を受けたときは、この限りでない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	5日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日